

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和 3 年 1 1 月 1 0 日

さいたま地方法務局東松山支局 登記官 佐藤健一

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
0304-2019-0044	秩父郡東秩父村大字大内沢字御堂貝戸 7 8 2 番
0304-2019-0046	秩父郡東秩父村大字大内沢字所沢 1 1 9 2 番 1
0304-2019-0047	秩父郡東秩父村大字大内沢字所沢 1 1 9 2 番 2
0304-2019-0051	秩父郡東秩父村大字大内沢字吹附 6 9 番 2
0304-2019-0054	秩父郡東秩父村大字大内沢字堂平 4 9 3 番
0304-2019-0056	秩父郡東秩父村大字大内沢字綿野 3 0 3 番